

8 つくば霞ヶ浦りんりんロードの維持管理

【本章の概要】

本章では、つくば霞ヶ浦りんりんロードについて、維持管理の対象を明確化し、目標とする維持管理水準やモニタリングについて記載する。

本章の構成は、以下の通りである。

8.1 維持管理の対象

本節では、維持管理の対象(路面及び休憩施設)、維持管理の実施者について記載する。

8.2 目標とする維持管理水準

本節では、目標とする維持管理水準について記載する。

8.3 定期的なモニタリングの実施

本節では、維持管理の PDCA を実施するため、維持管理の実施状況に関するモニタリング、評価(利用者の満足度・改善要望等)、見直しについて記載する。

8.1 維持管理の対象

つくば霞ヶ浦りんりんロードにおいて、維持管理すべき対象は、「路面」および「休憩施設」に分けられる。

8.1.1 路面

路面の維持管理の実施事項は、除草、道路巡視、路面補修、路面清掃等に分けられ、つくば霞ヶ浦りんりんロードの各道路管理者によって実施する。

8.1.2 休憩施設

休憩施設の維持管理は、つくば霞ヶ浦りんりんロード本線沿いに立地する休憩施設のうち、TP:サイクリングターミナル(駐車場)、TT:サイクリングターミナル(鉄道駅等)、RP:休憩所、PP:ポケットパーク等を対象とする。

休憩施設の維持管理の実施事項は、トイレ清掃、除草、巡視に分けられ、以下に示す管理者によって実施する。

表 8-1 つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線の主要な休憩施設の管理区分

区間		休憩施設名（本線沿線のみ）		
		No	県管理	市町村管理
つくばりんりんロード区間	桜川市区間	1	-	岩瀬・雨引・真壁休憩所
	つくば市区間	2	-	筑波・小田休憩所, トイレ(神郡)
	土浦市区間	3	-	りんりんポート・虫掛・藤沢休憩所
4		-	霞ヶ浦総合公園・風と水の公園・川口運動公園	
霞ヶ浦区間	かすみがうら市区間	5	-	歩崎公園
	石岡市区間	6	-	トイレ(愛郷橋)
	小美玉市区間	7	-	大井戸湖岸公園
	行方市区間	8	島並休憩所	高須崎・天王崎公園
	潮来市区間	9	水郷潮来北斎公園（県・市共同管理）	
	稲敷市区間	10	-	和田公園・妙義ノ鼻鳥観察小屋
	美浦村区間	11	-	美浦村大須賀津湖畔農村公園
	阿見町区間	12	-	島津小公園・霞ヶ浦平和記念公園

8.2 目標とする維持管理水準

8.2.1 通年の維持管理水準

(1) つくばりんりんロード区間

県及び沿線 3 市の平均的な維持管理水準を維持しつつ、自転車歩行者専用道路区間としての維持管理水準の統一感を確保する。

表 8-2 維持管理水準(通年:つくばりんりんロード区間)

維持管理項目		管理水準	管理水準の考え方
路面	除草	路肩より 0.7m 幅, 2 回/年の頻度で定期的実施。	現状の県の管理水準に準拠する。
	道路巡視	月 2 回以上の頻度で定期的実施。	現状の県の管理水準に準拠する。
	路面補修	必要と判断した箇所に対し適宜実施。	現状を維持する。
	路面清掃	必要と判断した箇所に対し適宜実施。	現状を維持する。
休憩施設	トイレ清掃	[常駐スタッフ不在施設] 利用者数に応じ, 常に安全で清潔な状態を維持 (3 回/週以上を目標) できよう定期的に実施。	トイレ 7 箇所中 5 箇所が週 3 回以上清掃を実施しており, 残り 2 箇所 (現状週 1~2 回) の頻度を上げることで高い水準で統一感を確保する。
		[常駐スタッフ在籍施設] 毎日清掃を実施 (休業日除く)。	常駐スタッフが在籍する小田休憩所 (歴史ひろば) の実績に基づく。
	除草	2~3 回/年の頻度で定期的実施。	現状を維持する。
	巡視	[常駐スタッフ不在施設] 利用者数に応じ, 常に安全な状態を維持するために, 月 1 回以上定期的に実施。	現状を維持しつつ, 現状の最低ライン (月 1 回) 以上を設ける。
[常駐スタッフ在籍施設] 毎日巡視を実施 (休業日除く)。		常駐スタッフが在籍する小田休憩所 (歴史ひろば) の実績に基づく。	

(1) 霞ヶ浦区間

県及び沿線 9 市町村の平均的な維持管理水準を維持しつつ、管理水準が極度に低い区間を解消し、サイクリングロードとしての維持管理水準の統一感を確保する。

表 8-3 維持管理水準(通年:霞ヶ浦区間)

維持管理項目		管理水準	管理水準の考え方
路面	除草	走行に支障が無いよう、 <u>現状の河川</u> 管理者との協議等に準拠し実施。	河川管理者との協議調整等による。
	道路巡視	<u>月 2 回以上</u> 定期的に実施。	つくばりんりんロード区間と同様の管理水準とする。
	路面補修	<u>必要と判断した箇所</u> に対し <u>適宜実施</u> 。	現状を維持する。
	路面清掃	<u>必要と判断した箇所</u> に対し <u>適宜実施</u> 。	現状を維持する。
休憩施設	トイレ清掃	[常駐スタッフなしの場合] 利用者数に応じ、 <u>常に安全で清潔な状態を維持(2回/週以上を目標)</u> (ただし利用者が少なく1回/週程度でも清潔感を確保できるトイレはその限りではない) できるよう定期的に実施。	トイレ 12 箇所中 6 箇所が、週 2 回以上清掃を実施しており、残り 6 箇所(現状週 1 回)で清潔感を維持するために清掃頻度を上げる必要のある箇所の頻度を上げ、管理水準の統一感を確保する。
		[常駐スタッフありの場合] <u>毎日清掃</u> を実施(休業日除く)。	つくばりんりんロード区間と同様の管理水準とする。
	除草	休憩施設内の除草を <u>2~3 回/年</u> の頻度で定期的に実施。	現状を維持する。
	巡視	[常駐スタッフ不在施設] <u>月 1 回以上</u> 定期的に実施。	現状を維持しつつ、現状の最低ライン(月 1 回)以上を設ける。
[常駐スタッフ在籍施設] <u>毎日巡視</u> を実施(休業日除く)。		つくばりんりんロード区間と同様の管理水準とする。	

8.2.2 イベント時の維持管理水準

イベント等で大勢の参加者が同一時間帯で安心安全かつ快適に走行できる環境を提供する維持管理水準とし、大勢の方が安心して参加できる環境を確保する。

なお、イベント主催者が道路管理者と協議の上対応する。

表 8-4 イベント時の維持管理水準

維持管理の項目		管理水準
路面	除草	イベント前日までのルート上の路肩の除草，剪定の実施
	道路巡視	イベント前日までの道路巡視の実施
		イベント前後の道路巡視の実施，強化
	補修	イベント前日までの路面状況の点検及び補修等の実施
路面清掃	イベント前後の路面清掃の実施（イベント内容に応じた手入れ・原状回復は主催者側の責務で実施）	
休憩施設	トイレ	・イベント前後のトイレ清掃の集中実施
	清掃	・仮設トイレの増設，イベント終了後の撤収・ゴミ拾い等の清掃の実施
	除草	・イベント前日までに除草，剪定の集中実施
	巡視	・イベント当日の休憩施設のスタッフ常駐

8.3 定期的なモニタリングの実施

前節で示した維持管理水準は、つくば霞ヶ浦りんりんロードを管理する市町村及び県土木事務所の維持管理の現状と利用者の意見、安全面など必要最低限の走行環境を確保することに留意し、設定した。

今後は、維持管理の実施状況に関するモニタリング、作業結果に対する評価(利用者の評価・事故件数等)を定期的の実施し、必要に応じて、維持管理水準の見直し・改善を行う必要がある。

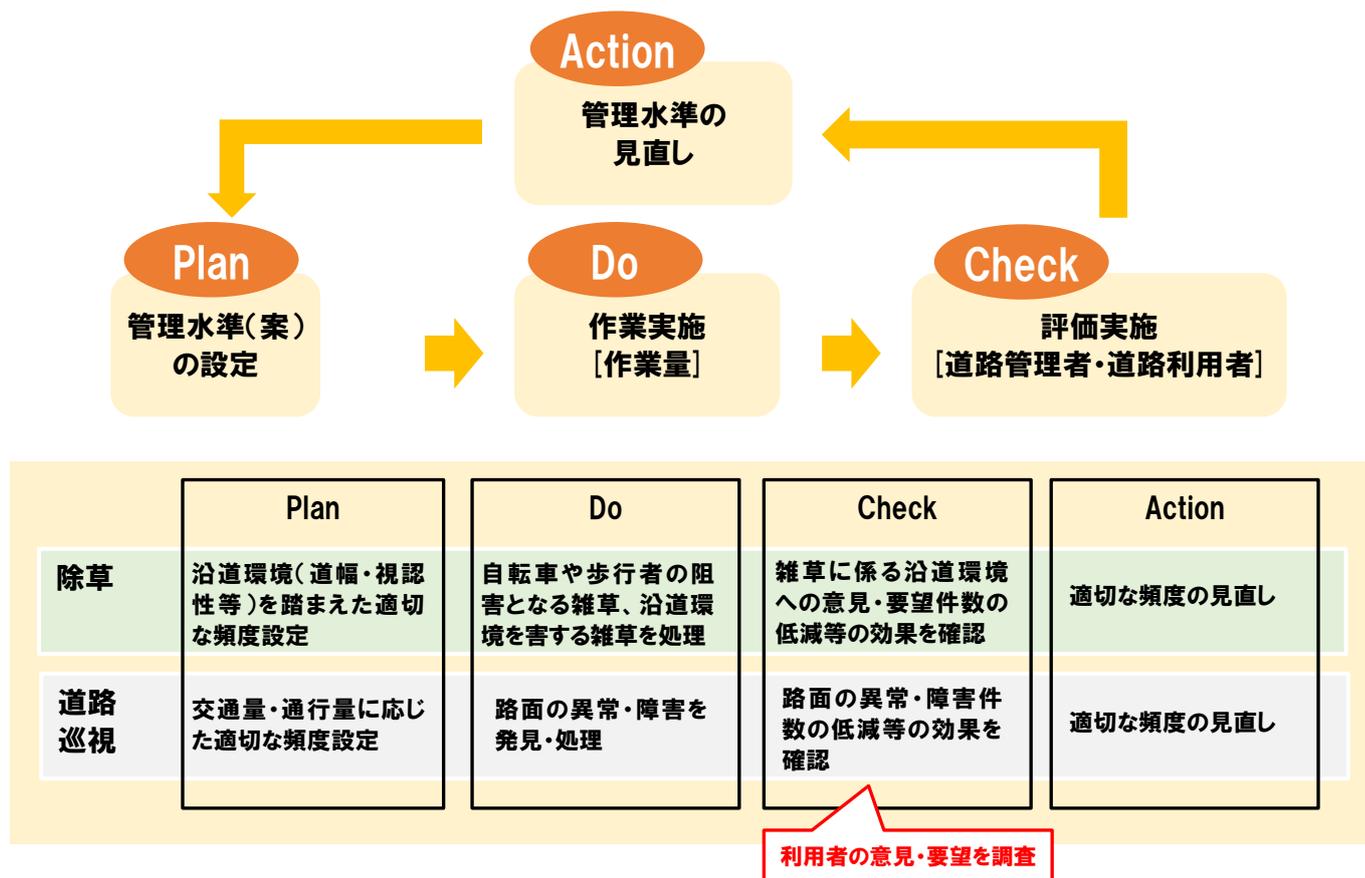


図 8-1 定期的なモニタリングの実施イメージ

策定までの経緯

平成 27 年 7 月 24 日	第 1 回水郷筑波サイクリング環境整備総合計画策定委員会
平成 27 年 8 月 4 日	つくば霞ヶ浦りんりんロード合同実走調査(霞ヶ浦 1 周)
平成 27 年 8 月 5 日	第 1 回環境デザイン部会
平成 27 年 8 月 6 日	つくば霞ヶ浦りんりんロード合同実走調査(つくばりんりんロードと筑波山コース)
平成 27 年 8 月 19 日	第 2 回環境デザイン部会
平成 27 年 9 月 24 日	第 3 回環境デザイン部会
平成 27 年 10 月 2 日	水郷筑波サイクリング環境整備総合計画策定委員会第 1 回小委員会
平成 27 年 11 月 16 日	第 2 回水郷筑波サイクリング環境整備総合計画策定委員会
平成 28 年 2 月 4 日	第 3 回水郷筑波サイクリング環境整備総合計画策定委員会